

新型コロナウイルス感染症に係る 納税の猶予制度の特例 Q & A

令和 2 年 6 月

鳥取県総務部税務課

新型コロナウイルス感染症等の影響による特例猶予制度の基本的な取扱いを示すものです。通常の猶予制度と取扱いが異なりますのでご注意ください。

目次

1 徴収猶予の特例（特例猶予）制度について

（特例猶予を受けられる場合）

Q 1 どのような場合に特例猶予を利用できますか。

（一時に納税が困難）

Q 2 「一時に納税が困難」とはどのような意味ですか。

（納付困難な理由）

Q 3 納付が困難な理由は何でもよいですか。

Q 4 将来減収となる不安がある場合に猶予は受けられますか。

Q 5 無理をして期限までに納税したが、今から返還してもらい、その上で猶予を受けることは可能ですか。

（特例猶予を受けられる期間）

Q 6 どの程度の期間猶予を受けられますか。

（フリーランス、給与所得者）

Q 7 フリーランス、アルバイトやパートは特例猶予を受けられますか。

（特例猶予の対象となる税）

Q 8 どのような税が特例猶予の対象になりますか。

（中間申告等の猶予）

Q 9 法人事業税等について、確定申告分だけでなく、中間申告分や修正申告分などでも猶予を受けられますか。

（猶予と免除の違い）

Q 10 猶予を受けると税金の支払いが免除されたり、払った税金が還付されたりしますか。

（申請期限）

Q 11 特例猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなりますか。

2 特例猶予の申請について

（猶予額の計算）

Q 12 猶予額の計算に当たって、手元資金の現預金額には国等からの給付金や緊急融資を含める必要がありますか。

Q 13 猶予額の計算に当たって、当面の資金繰りに必要な額はどの程度認められますか。

（収入の減少率の計算）

Q 14 どの程度収入が減少していれば、特例猶予の適用を受けられますか。

Q 15 収入の減少率が20%未満の場合には特例猶予を受けられないのですか。

Q 16 「任意の期間（1か月以上）」については、例えば、3月1日から3月31日までなど、暦どおりの月でないといけませんか。

Q 17 前年同期の収入金額が分からない場合や前年同期に事業を行っていなかった場合は、減少率をどう計算すればよいですか。

（黒字の場合の特例猶予の適用）

Q 18 黒字の場合でも特例猶予が受けられますか。

（一時的な収入がある場合の収入金額の計算）

Q 19 「事業等に係る収入」とは何ですか。一時的な収入も含まれますか。

（国からの給付金等を受け取った場合の収入金額の計算）

Q 20 国や県から支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は「事業等に係る収入」に含まれますか。

(納期限が複数回ある場合)

Q21 個人事業税など納期限が複数回ある場合に、特例猶予を受けるためにはその都度申請が必要ですか。

3 その他

(申請の必要性)

Q22 猶予を受けるには申請が必要ですか。あるいは、自動的に猶予を受けられますか。

(特例猶予期間中の税金の納付)

Q23 特例猶予を受けた後はどのように税金を払えばよいですか。

(猶予期間の延長等)

Q24 特例猶予期間内に税額を支払えなかった場合にはどうなりますか。

(滞納している税金がある場合)

Q25 現在滞納している税金がある場合に特例猶予を受けることができますか。

(一般の猶予から特例猶予への切換え)

Q26 現在すでに他の猶予を受けている場合には、特例猶予を受けられませんか。

1 徴収猶予の特例（特例猶予）制度について

（特例猶予を受けられる場合）

Q 1 どのような場合に特例猶予を受けられますか。

- A 法人、個人を問わず対象となりますが、次のいずれも満たすことが必要です。
- ① 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月1日以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期と比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
- なお、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税（証紙徴収によるものを除く。）が対象です。

（一時に納税が困難）

Q 2 「一時に納税が困難」とはどのような意味ですか。

- A 「一時に納税が困難」とは、納付すべき地方税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき地方税の全額を一時に納付することにより納税者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められることをいいます。
- 具体的には、納付可能金額（手元資金－当面の資金繰りに必要な額）が納付すべき地方税の額に満たないケースが該当します。

（納付困難な理由）

Q 3 納付が困難な理由は何でもよいですか。

- A 新型コロナウイルスの影響による必要があるとされますが、その影響は直接・間接を問いません。

Q 4 将来減収となる不安がある場合に猶予は受けられますか。

- A 期限内の納税が難しい場合の制度であり、納期限の時点で将来の事業資金を考慮しても全額を納付できる方は、原則として猶予を受けることはできません。
- 今後の資金繰りなどに不安がある方は、県税事務所にご相談ください。

Q 5 無理をして期限までに納税したが、今から返還してもらい、その上で猶予を受けることは可能ですか。

- A 期限内の納税が難しい場合に、期限後の（分割）納税ができるようになる制度であり、既に納税している分について返還を求めることはできません。

（特例猶予を受けられる期間）

Q 6 どの程度の期間猶予を受けられますか。

- A 最長1年間納税が猶予されます。
- ※中間申告分や予定納税分の猶予期間は、確定申告期限までとなります。

（フリーランス、給与所得者）

Q 7 フリーランス、アルバイトやパートは特例猶予を受けられますか。

- A フリーランスの方を含む事業所得者やパート・アルバイト等の給与取得者も、収入減少などの要件を満たせば特例猶予の対象となります。

(特例猶予の対象となる税)

Q 8 どのような税が特例猶予の対象になりますか。

A 法人県民税・事業税、個人事業税、自動車税など、ほぼ全ての税目が対象となりますが、自動車登録時の自動車税環境性能割・種別割など証紙徴収によるものは対象となりません。

(中間申告等の猶予)

Q 9 法人事業税等について、確定申告分だけでなく、中間申告分や修正申告分も猶予を受けられますか。

A 県税事務所に申請していただくことにより、猶予の適用を受けることができます。

(猶予と免除の違い)

Q 10 猶予を受けると税金の支払いが免除されたり、払った税金が還付されたりしますか。

A 猶予制度は、期限後の(分割)納税ができるようになる制度であり、税金の支払いそのものが免除されたり、支払った税金が還付されたりすることはありません。

Q 11 特例猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなりますか。

A 特例猶予を受けるためには、申請期限までに申請していただくことが必要です。
ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、申請期限経過後に申請することができますので、県税事務所に御相談ください。

2 特例猶予の申請について

(猶予額の計算)

Q 12 猶予額の計算に当たって、手元資金の現預金額には国等からの給付金や緊急融資を含める必要がありますか。

A 手元資金には、計算上は給付金や緊急融資の額を含めますが、給付金等について、事業継続等のため支出先が決定している場合は、納付可能額を算出する際に運転資金や臨時支出の額を同額分増加させますので、実質的には猶予を受けられる額には影響しません。現預金額に給付金等の額が含まれている方は、ご相談の際にお申し出ください。

Q 13 猶予額の計算に当たって、当面の資金繰りに必要な額はどの程度認められますか。

A 特例猶予の場合に、事業継続のため6か月以内に支出が予定されている金額は運転資金と認めるほか、それ以外にも事業継続のため必要な臨時支出が見込まれれば加算できます。
※売上の減少に応じ、直近の支出が減少している場合でも、通常の支出額をもって当面の資金繰りに必要な額を算出することができる場合がありますので、ご相談ください。

(収入の減少率の計算)

Q 14 どの程度収入が減少していれば、特例猶予の適用を受けられますか。

A 令和2年2月1日から納期限までの間の任意の期間(1か月以上)の収入金額が、前年同期の収入金額に対して、概ね20%以上減少していれば、特例猶予の要件に該当することとなります。

Q15 収入の減少率が20%未満の場合には特例猶予を受けられないのですか。

A 「前年同期比概ね20%以上の収入の減少」という基準の適用については、現に収入の減少が20%に満たないことのみをもって特例を受けられないものではありません。収入の減少が20%に満たない場合でも、今後、さらに減少率の上昇が見込まれるときなどは、これを勘案して総合的に判断しますので、このような事情がある場合は、県税事務所にご相談いただくようお願いします。

なお、特例猶予が認められない場合であっても、他の猶予制度を利用できる場合がありますので、併せてご相談ください。

Q16 「任意の期間（1か月以上）」については、例えば、3月1日から3月31日までなど、暦どおりの月でないといけませんか。

A 令和2年2月以降納期限までの間の任意の期間において、前年同月の収入と比較して、概ね20%以上減少している場合、特例猶予の要件に該当することになります。

「任意の期間（1か月以上）」については、例えば3月15日～4月14日など、日など、月の途中からの1か月でも構いません。

Q17 前年同期の収入金額が分からない場合や前年同期に事業を行っていなかった場合は、減少率をどう計算すればよいですか。

A 前年の収入や任意の期間の収入を用いて減少率を計算することになりますので、直近1年程度の収入状況がわかる資料をお手元にご用意の上、ご相談ください。

（黒字の場合の特例猶予の適用）

Q18 黒字の場合でも特例猶予が受けられますか。

A 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例猶予が受けられます。

（一時的な収入がある場合の収入金額の計算）

Q19 「事業等に係る収入」とは何ですか。一時的な収入も含まれますか。

A 「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。

他方、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

（国からの給付金等を受け取った場合の収入金額の計算）

Q20 国や県から支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は「事業等に係る収入」に含まれますか。

A 国や県から支給される各種給付金は臨時的な収入に該当しますので、収入金額の計算に当たっては、各種給付金の額を含める必要はありません。

（納期限が複数回ある場合）

Q21 個人事業税など納期限が複数回ある場合に、特例猶予を受けるためにはその都度申請が必要ですか。

A 納期限ごとに猶予を申請していただくこととなります。

3 その他

(申請の必要性)

Q22 猶予を受けるには申請が必要ですか。あるいは、自動的に猶予を受けられますか。

A 猶予は納税者の方からの申請に基づいて適用することとなりますので、自動的に猶予を受けられません。納税にお困りの方は、まずは、県税事務所にご相談ください。

(特例猶予期間中の税金の納付)

Q23 特例猶予を受けた後はどのように税金を払えばよいですか。

A 猶予期間中の任意の時期に納付できます(分割納付をすることもできます。)

(猶予期間の延長等)

Q24 特例猶予期間内に税額を支払えなかった場合にはどうなりますか。

A 他の猶予制度を利用できる場合がありますので、県税事務所にご相談ください。

(滞納している税金がある場合)

Q25 現在滞納している税金がある場合に特例猶予を受けることができますか。

A 猶予を受けようとする地方税以外に滞納している地方税があっても、猶予を受けることができます。

現在滞納している県税がある方は、まずは、県税事務所にご相談ください。

(一般の猶予から特例猶予への切換え)

Q26 現在すでに他の猶予を受けている場合には、特例猶予を受けられませんか。

A 特例猶予の対象となる県税について、既に他の猶予を受けている場合でも、特例猶予の要件を満たしていれば、特例猶予に切り替えることができます。